

法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税の 申告・納税はeLTAXが便利です！！

eLTAX（地方税ポータルシステム）は、地方税の申告や納付を地方団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスで、パソコンからインターネットを通じて簡単にすることができるシステムです。

法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税（地方法人特別税）について、電子申告から納税までワンストップで手続きを行うことができますので、是非ご利用ください。

なお、大法人につきましては、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、eLTAXによる申告が義務化されました。詳細は県のHP（テーマから探す→防災・くらし→税金・領収証紙→県税情報「大法人の電子申告の義務化について」）をご覧ください。

電子申告・電子納税のメリット

- ◆自宅やオフィスから申告や納付ができます。
- ◆複数の地方団体へ一括で申告や納付ができます。
- ◆eLTAXの利用手数料は無料です。
- ◆申告書や納付書の印刷が不要なのでペーパーレス化が可能です。
- ◆福岡県の指定金融機関でない金融機関からでも納付できます。
- ◆事前に金融機関口座を登録しておけば、口座引落による「ダイレクト納付」が可能です。

利用できる手続は？

電子申告	電子納税
◆予定申告 ◆中間申告 ◆確定申告 ◆修正申告 ◆均等割申告 など	◆電子申告に係る納付 ◆見込納付及びみなし納付 ◆更正・決定に係る納付 ◆延滞金、加算金の納付

手 続 の 流 れ

①電子申告の手続

eLTAXのHPで、利用者IDを取得します。
※すでに利用者IDをお持ちの場合は、新たに取得しなくても利用できます。

PCdesk（無料）またはeLTAX対応ソフトウェアを入手します。
※ダイレクト納付を利用する場合はPCdeskが必要です。

申告データを作成します。

電子証明書を使用し、電子署名を添付します。
※税理士に申告書の作成・送信を依頼している納税者の場合、納税者の電子署名は不要です。

申告データを送信します。
（電子申告は完了です。）

②電子納税の手続

※初めてダイレクト納付を利用する場合は、事前にPCdeskで口座振替依頼書を作成し、金融機関へ提出する必要があります。金融機関の審査は**最大1か月程度**要する場合がありますので御注意ください。

※初めてインターネットバンキングを利用する場合は、事前に金融機関への利用申込が必要です。

申告データの選択又は納付用の基本情報を入力して、納付情報の発行依頼を行います。

納付情報を受け取り、内容を確認します（代理人も確認可能です）。

発行された納付情報をもとに、**ダイレクト納付、インターネットバンキング又はクレジットカード（※）**のいずれかの方法を選択し納付します。
（電子納税は完了です。）

（※）クレジットカードを利用する場合は所定のシステム利用料が発生します。

eLTAX利用時の注意事項

- 電子納税をした場合、領収証書は発行されませんが、納付済の確認メッセージや納付履歴が画面上で確認できます。なお、領収証書が必要な場合は、従来どおり県税事務所や金融機関等の窓口で納付していただく必要があります。
 - 書面により申告書を提出する場合には、電子納税は利用できません。なお、見込納付の場合は、電子申告する前に電子納税を行うことができます。
- ※みなし納付、更正・決定に係る納付、延滞金・加算金の納付の場合は、電子申告は不要です。

◆eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXのHP（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。